○国土交通省告示第八百七十二号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十八年六月十四日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年七月五日　国土交通大臣　石井　啓一

一　名称　有限会社小田原ドライビングスクール
二　主たる事務所の所在地　神奈川県小田原市蓮正寺五百四十番地の二
三　適性診断の種類　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第八百七十三号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十八年六月十四日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年七月五日　国土交通大臣　石井　啓一

一　名称　公益社団法人福岡県トラック協会
二　主たる事務所の所在地　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十八番八号
三　適性診断の種類　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第八百七十四号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十八年六月十四日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年七月五日　国土交通大臣　石井　啓一

一　名称　有限会社小田原ドライビングスクール
二　主たる事務所の所在地　神奈川県小田原市蓮正寺五百四十番地の二
三　適性診断の種類　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第八百七十五号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十八年六月十四日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年七月五日　国土交通大臣　石井　啓一

一　名称　神姫バス株式会社
二　主たる事務所の所在地　兵庫県姫路市御国野町国分寺三十九
三　適性診断の種類　特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第八百七十六号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十八年六月十四日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年七月五日　国土交通大臣　石井　啓一

一　名称　公益社団法人福岡県トラック協会
二　主たる事務所の所在地　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十八番八号
三　適性診断の種類　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○関東地方整備局告示第二百四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月五日　関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百六十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
成田市吉岡字来光台一一六五番地先から山武市松尾町谷津字牛谷一三八番五地先まで	前	二四・一八～二五〇・三五メートル　一八・一四九キロメートル
	後	二四・二八～二五〇・三五　一八・一四九

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○中国地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月五日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百八十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
竹原市福田町字元浜二一〇番五から同市福田町字浜田一八八番七まで	前	一〇・〇〇～一四・〇〇メートル　〇・一一七キロメートル
	後	一一・四〇～一六・二〇　〇・一一七

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所